

# 令和7年度 日進小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」  
(いじめ防止対策推進法 総則)

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。学校では、これらの基本的な考えを基に、全教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的を開催する。さらに、「いじめ・不登校対策委員会」との連携を図り、教職員によるいじめ防止対策を推進する「生徒指導委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを把握し、共通理解をもって組織的に対応する。

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割及び構成員

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認をする。
- イ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策の検討をする
- ウ 教職員への共通理解と、児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をする。
- エ 構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、PTA会長・女性副会長、民生委員、主任児童委員とする。必要に応じて、校医やスクールカウンセラー等の専門家も構成員として加えたり、外部機関との連携を図ったりする。

### (2) 「生徒指導委員会」の役割及び構成員

- ア 「いじめ・不登校対策委員会」へいじめ防止対策の現状について報告をする。
- イ 生活アンケートや教育相談の実施を推進し、結果の集約・分析等を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ いじめ、もしくはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- エ いじめ問題が解消したあとも、児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- オ 構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係児童学級担任で構成する。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 毎月の職員会の中で、担任や養護教諭から児童の様子について情報交換を行い、全職員で児童理解に努める。

- イ 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学校づくりを進める。
  - ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
  - エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
  - オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- (2) いじめの早期発見の取組
- ア 生活アンケートや教育相談を学期ごとに実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。  
(アンケートの保管は3年とする)
  - イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
  - ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- (3) いじめに対する措置
- ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導委員会」を中心に組織的に対応する。
  - イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
  - ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
  - エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
  - オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
  - カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
  - キ 教職員はいじめを発見したり、相談されたりした場合には、速やかにいじめ対策委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。特定の教職員がいじめに関わる情報を抱え込み、報告を怠ってはいけない。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに碧南市教育委員会に報告をし、協議を行い対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 学校は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者、並びに関係した児童生徒及びその保護者に対して重大事態調査に関する説明を実施する。
- (4) 学校は、調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者、並びに関係した児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行う。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、常にPDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

#### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は毎年4月に保護者への周知をし、学校HPに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止についても取り組む。

### 取組の年間計画

	「いじめ・不登校対策委員会」 「生徒指導委員会」等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」 の内容の確認	○相談室やS Cの児童、 保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導	○いじめ相談窓口の児童、 保護者への周知 ○身体測定	○授業公開 ○ホームページにて 「学校いじめ防止 基本方針」の周知
5月		○運動会		
6月			○生活アンケート① ○教育相談	
7月	○全教職員による「取組評価 アンケート」の実施→検証		○いじめ相談窓口の児童、 保護者への周知	○保護者個別懇談会 ○学校評議員への授 業・行事の公開
8月	○取組の実施と進捗状況の確認 ○現職研修「ケーススタディ」 ○いじめに関する校内研修			
9月		○みどりの学校(5年生)	○身体測定	
10月	○全教職員による「取組評価 アンケート」の実施→検証	○市内陸上大会 ○修学旅行(6年生)		
11月		○学習発表会	○生活アンケート② ○教育相談	○保護者への学校評 価アンケート
12月		○人権週間 ○マラソン大会 ○赤い羽根募金活動	○いじめ相談窓口の児童、 保護者への周知	○保護者個別懇談会 ○学校評議員への授 業・行事の公開
1月		○保健指導	○身体測定	
2月	○自己評価	○6年生を送る会	○生活アンケート③ ○教育相談	○授業公開 ○「学校評価」の評 価を行う。
3月	○学校評価の結果を検証し、 「基本方針」の見直し			
通年	○校内のいじめに関する情報 の収集 ○対応策の検討	○職員会において児童の 情報交換 ○集会における校長講話 ○生徒指導主任講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○情報モラル指導	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○生活の様子の観察 ○日記	○街頭指導 ○付き添い下校指導 (4月～12月)

※状況によって内容の変更もあり、行事の延期または中止の場合もあります。